

## 高知県産学官連携多分野利用促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県産学官連携多分野利用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「民間企業等」とは、民間企業、事業協同組合、その他特別の法律により設立された組合及びその連合会等、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく法人をいい、いわゆる個人事業主（法人を設立せずに自ら事業を行っている個人）は含まない。
- (2) 「大学等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学及び高等専門学校をいう。

### (補助の目的)

第3条 県は、県内企業がこれまでの研究成果として有する技術等を核にした産学官の連携による研究開発や技術開発をさらに発展させ、当該技術等の多分野利用を促進し、本県経済の発展を図る事を目的として、次条に規定する補助対象事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助事業者、補助要件、補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）、補助要件、補助対象経費及び補助率等については、別表第1に定めるとおりとし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 2 これまでの研究成果に基づいて事業化が達成されている技術又は達成が確実な技術を核にした事業であること。

### (補助事業者の選定)

第5条 知事は、別に定める高知県産学官連携多分野利用促進事業費補助金募集要領に基づき、補助事業者を選定する。

### (補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

#### （補助金の交付の決定）

- 第 7 条 知事は、前条第 1 項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容及び補助金の交付の適否等について審査し、適当であると認める場合は、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、別記第 2 号様式による補助金交付決定通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をした者（第 10 条第 3 項の規定により承継させようとする者を含む。）が別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。
- 2 知事は、前条第 2 項ただし書の規定により申請されたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額等について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して補助金の交付を決定するものとする。
- 3 知事は、第 1 項の規定による通知に際して必要な条件を付することができる。

#### （補助の条件）

- 第 8 条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

#### （補助金の交付の申請の取下げ）

- 第 9 条 補助事業者は、第 7 条第 1 項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して 20 日を経過した日までにその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第 10 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ別記第 3 号様式による計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定額の増額又は 20 パーセントを上回る減額変更を受けようとするとき。
- (2) 補助対象経費の経費区分ごとに配分された額を交付決定額の 20 パーセントを上回る減額をしようとするとき及び経費区分の相互間で 20 パーセントを上回る変更をしようとするとき。
- (3) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更は、この限りでない。

ア 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

- 2 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ別記第 3 号様式の 2 による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を他の者に承継させようとする場合は、あらかじめ別記 3 号様式の 3 による補助事業承継承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、第 1 項の規定により計画変更承認申請書の提出があったとき、又は第 2 項の規定により中止（廃止）承認申請書の提出があったときは、その内容の適否等について決定を行い、別記第 4 号様式による計画変更等承認（不承認）通知書により当該補助事業者に通知するものとする。
- 5 知事は、第 1 項の規定による承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(状況報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について、知事から要求があったときは、速やかに別記第 5 号様式による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第 12 条 補助事業者は、補助事業を完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の翌日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、別記第 6 号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第 6 条第 2 項ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場

合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第7号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

#### (繰越承認申請)

第13条 補助事業が年度内（複数年度にまたがる事業の場合は最終年度の年度内）に完了しないと見込まれる場合にあっては、別記第8号様式による繰越承認申請書を当該年度の12月15日までに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により繰越承認申請書の提出があった場合は、その内容の適否等について決定を行い、別記第9号様式による繰越承認（不承認）通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。

#### (補助金の額の確定)

第14条 知事は、第12条第1項の規定による実績報告を受領した場合は、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10条第4項の規定による承認をした場合にあっては、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金の額の確定を行い、当該補助事業者へ補助金を交付するものとする。この場合において、交付決定額及び実績報告書に記載された補助金の額と確定を行った補助金の額とが相違する場合は、別記第10号様式による確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

#### (補助金の支払)

第15条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、確定前にその一部を概算払することができる。

- 2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第11号様式による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により概算払を受けることができる金額は、取得等を完了し支払いを行った補助事業に係る補助対象経費に対する補助金額の70パーセントを上限とする。
- 4 知事は、別記第11号様式による概算払請求書を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めた場合は、補助金の概算払を行うことができる。

#### (財産の管理等)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又はその効用の増加した財産（補助事業

において製造された装置等及び試作開発の成果を含む。以下「取得財産等」という。) については、別記第 12 号様式による取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

#### (財産の処分の制限)

第 17 条 補助事業者は、取得財産等について減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数に相当する期間内に、補助の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供する場合は、あらかじめ別記第 13 号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項に規定する財産の処分を承認した場合において、当該処分により補助事業者に収入が生じた場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

#### (補助金の交付の決定の取消し)

第 18 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれか又は別表第 2 のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令若しくはこの要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して不正その他不適當な行為をした場合
- (4) 補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

#### (補助金の返還)

第 19 条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合は、当該超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

#### (事業成果の報告)

第 20 条 知事は、補助事業の成果を捕捉するため、補助事業者に対し、補助事業の完了し

た日（複数年度にまたがる事業の場合は最終年度の補助事業の完了した日）の属する会計年度の終了後5年間、当該補助事業に係る過去1年間の成果を、別記第14号様式の実施状況報告書により提出させるものとする。

- 2 前項に定める報告書は、補助事業者の毎会計年度決算確定後20日以内に提出させるものとする。
- 3 知事は、必要に応じ、補助事業者に対し、事業の成果に関する報告を求め、必要な調査を行い、補助事業者に発表させることができる。
- 4 知事は、補助事業者に対して、補助事業に基づき取得した成果の利用について指示することができる。ただし、特許出願に係る成果の利用指示は、特許法（昭和34年法律第121号）第64条の規定に基づく出願公開後に行うものとする。

#### （収益納付）

第21条 知事は、前条第1項の報告書により、補助事業者等が補助事業の実施結果により収益が生じたと認めた場合は、当該補助事業者に対して交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

- 2 前条の規定により納付を命ずることができる額の合計は、補助金の確定額の合計額を上限とする。
- 3 収益納付すべき期間は、補助事業の完了年度の翌年度以降5年間とする。

#### （補助事業の経理等）

第22条 補助事業者は、補助金に係る経費についての収支に関する帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項に規定する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日の属する年度の終了後5年間、知事から要求があった場合は、閲覧に供することができるよう保管しておかなければならない。

#### （情報の開示）

第23条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

#### （グリーン購入）

第24条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 26 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助事業者	補助限度額	補助事業者 構成組織区分	補助要件	経費区分	種別（費目）	補助対象経費の内訳	補助率	
民間企業等 及び大学等 により構成 された共同 研究組織	1,800万円	民間企業等	県内に本 社、支社、 工場又は 研究機関 等が所在 すること	機械設備費	機械装置費	機械装置又は工具若しくは器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費	3分の2	
					構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 （注）補助対象となる構築物は、プレハブ等の定着性を有しない簡易なものに限る。		
				労務費	人件費	期間を定めて臨時的に雇用した研究補助者の経費 （注）補助事業者と直接雇用契約が結ばれている者が当該補助事業に直接従事した時間に限る。		
					事業費	謝金		指導、助言等を受けるために招へいした専門家に謝礼としての支払に要する経費
				旅費		研究開発者又は研究補助者旅費、及び指導、助言等を受けるために招へいした専門家の旅費		
				原材料費		当該補助事業の実施に直接必要な原材料、副資材及び消耗品の購入に要する経費		
				外注加工費		原材料等の再加工、設計、分析、検査等を外注、依頼等を行う場合に外注先への支払に要する経費 （注）外注先が機器、設備等を購入する費用は、補助対象外とする。		
				特許等関連経費		特許権の取得等に要する経費（弁理士の手続代行費用、外国特許出願のための翻訳料等） （注1）補助事業の内容と密接に関連し、かつ成果の事業化に必要となるものに限る。 （注2）審査請求料など特許庁に支払う経費は対象外とする。		
		委託費	公的試験研究機関に試作開発の一部や性能評価等を委託する場合の経費 （注1）上限は、補助対象経費総額の3分の1を超えない額とする。 （注2）委託契約を締結することを必要とする。					
		その他諸経費	会議費（会場、謝礼、茶菓代等開催経費一式）、借料（場所、備品等のリース料）、通訳料、展示会等出展料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、試運転に要する経費（土地借上げ料等）、光熱水費、その他知事が必要と認める経費 （注）当該補助事業に直接使用されたものと説明できるもの。					
		大学等	—	機械設備費	機械装置費	機械装置又は工具若しくは器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費		定額
					構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 （注）補助対象となる構築物は、プレハブ等の定着性を有しない簡易なものに限る。		
				労務費	人件費	期間を定めて臨時的に雇用した研究補助者の経費 （注）補助事業者と直接雇用契約が結ばれている者が当該補助事業に直接従事した時間に限る。		
					事業費	謝金		
旅費	研究開発者又は研究補助者旅費、及び指導、助言等を受けるために招へいした専門家の旅費							
原材料費	当該補助事業の実施に直接必要な原材料、副資材及び消耗品の購入に要する経費							
外注加工費	原材料等の再加工、設計、分析、検査等を外注、依頼等を行う場合に外注先への支払に要する経費 （注）外注先が機器、設備等を購入する費用は、補助対象外とする。							
特許等関連経費	特許権の取得等に要する経費（弁理士の手続代行費用、外国特許出願のための翻訳料等） （注1）補助事業の内容と密接に関連し、かつ成果の事業化に必要となるものに限る。 （注2）審査請求料など特許庁に支払う経費は対象外とする。							
委託費	公的試験研究機関に試作開発の一部や性能評価等を委託する場合の経費 （注1）上限は、補助対象経費総額の3分の1を超えない額とする。 （注2）委託契約を締結することを必要とする。							
その他諸経費	会議費（会場、謝礼、茶菓代等開催経費一式）、借料（場所、備品等のリース料）、通訳料、展示会等出展料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、試運転に要する経費（土地借上げ料等）、光熱水費、その他知事が必要と認める経費 （注）当該補助事業に直接使用されたものと説明できるもの。							
その他	一般管理費	機械設備費、労務費及び事業費の合計額の10%を限度として計上を認める						



別表第2（第7条、第18条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36条。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員であるとき。
- 4 暴力団員がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。